

説明

この章は、飯田市が目指す自治の姿を実現するための基本的な考え方を示しています。この条例が定める飯田市の自治の基本原則は、次のとあります。

- ① 住み良いまちづくりは、市民一人ひとりが主体となって市と協調しながら進めていく「市民主体の原則」
- ② 市が保有する情報を積極的に公開して市民と共有する「情報共有の原則」
- ③ 市民が主体となって活動するために、市民が参加できる機会や場所を多く用意する「参加協働の原則」

これらの原則に基づいて、市民と市とが協働して自治を推進するものとしています。



第3章 市民等の役割

(市民の権利)

第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。

- 2 市民は、市政に関する計画や政策の立案段階から参加する権利を有し、意見を述べることができます。
- 3 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、市に対し市が保有する情報の公開を求めることがあります。

(市民の役割)

第9条 市民は、まちづくりの主体として、市と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めます。

- 2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、従業員の行う地域活動にも配意し、まちづくりに寄与するものとします。

説明

市民は、自治の担い手として市の運営に参加する権利があります。それとともに、自治の担い手であるがゆえに市民としての責任もあります。単なる行政サービスの受け手にとどまることなく、ムースの心でまちづくりをし、地域社会の発展に貢献するよう努めてゆきましょう。そのためには、「互いの活動を尊重し」とあるように多様なまちづくりをお互いに認め合うことと、自分の発言や行動に責任を持つことも必要となります。

また、事業者も、その地域社会の一員としてまちづくりに積極的に参加する責任があります。従業員が地域活動をしようとする場合などは、これに協力することも必要です。



第4章 地域自治

(市民組織の尊重)

第11条 市は、市民組織の自主性及び自立性を尊重し、市民組織が活動するために必要な支援を行います。

- 2 市民は、市民組織がまちづくり推進の主要な担い手であることを認識し、市民組織を尊重し、守り育てるものとします。

(地域自治の推進)

第12条 市は、地域の特性と自主性が生かされた、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、自治の基本原則に基づき、分権によるまちづくりの仕組みを目指します。

(地域自治区)

第13条 市は、市民に身近な事務事業を市民の意見を反映させて処理するとともに、地域の自治を促進するため、法律に基づく地域自治区を設けます。

- 2 地域自治区に置かれる地域協議会は、地域の住民により構成され、地域の意見を調整し、協働によるまちづくりを推進します。